

## 報道資料

令和3年7月8日  
国家公務員倫理審査会

指定職以上の職員に係る贈与等報告書（令和2年度分）並びに本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書及び所得等報告書（令和2年分）の提出状況等について

### 1. 贈与等報告書について

令和2年度分の贈与等報告書は、四半期ごとに本省課長補佐級以上の職員から各省各庁の長等に対して提出され、そのうち、指定職以上の職員の提出した贈与等報告書については、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。

#### 贈与等の報告制度の概要（国家公務員倫理法第6条）

- (1) 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。
- (2) 提出された報告書のうち、1件2万円を超えるものは、閲覧の対象となります。
- (3) 指定職以上の職員の報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

#### 提出数及びその内訳（別添参照）

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しの送付件数は、686件となっており、その内訳は、金銭、物品等の供与関係（以下「贈与関係」という。）が111件（16.2%）、飲食の提供等関係（以下「飲食等関係」という。）が146件（21.3%）（うち立食パーティー26件）、講演・原稿料・印税等（以下「報酬関係」という。）が429件（62.5%）となっています。

これを前年度と比べると、総件数で2,785件の減となっています。

その内訳は、贈与関係が6件の増、飲食等関係が2,711件の減、報酬関係が80件の減となっています。

また、贈与等報告書を提出した指定職以上の職員は303名（対前年度435名減）でした。

## 2. 株取引等報告書及び所得等報告書について

令和2年分の両報告書は、令和2年3月1日から同月31日までの間に本省審議官級以上の職員から各省各庁の長等に対して提出され、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。

### 株取引等、所得等の報告制度の概要（国家公務員倫理法第7条、第8条）

#### (1) 株取引等報告書について

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。

#### (2) 所得等報告書について

本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者）は、所得金額及び贈与税の課税価格に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。

#### (3) 両報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

### (1) 株取引等報告書の提出数等

各省各庁の長等から送付された報告書の写しの件数は、94件と前年より46件の増となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な株券等の贈与など国民の疑惑や不信を招くような取引等は見受けられませんでした。

### (2) 所得等報告書の提出数等

各省各庁の長等から送付された報告書の写しの件数は、1,399件と前年より45件の増となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与や報酬など国民の疑惑や不信を招くような所得等は見受けられませんでした。

以 上

問 合 せ 先	国家公務員倫理審査会事務局 参事官 森 奈美 倫理審査官 山崎 謙太郎 電話(03)3581-5311(内線2820) (03)3581-5344(直通)
------------------	--

## 指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数(令和2年度)

区分 府 省 等 名	金銭、物品等の供与		飲 食 の 提 供 等			報 酬		合 計	
	件 数	うち2万円超	件 数	うち2万円超	うち立食 パーティー	件 数	うち2万円超	件 数	うち2万円超
会 計 検 査 院						1		1	
人 事 院						8	3	8	3
内 閣 官 房			1		1	7	1	8	1
内 閣 法 制 局						2	2	2	2
内 閣 府	3	3	9		2	16	1	28	4
公 正 取 引 委 員 会	4					3	3	7	3
国 家 公 安 委 員 会	1							1	
警 察 庁	1					8	5	9	5
金 融 庁	1							1	
復 興 庁						1	1	1	1
総 務 省						10	10	10	10
消 防 庁						4	3	4	3
法 務 省	5					226	139	231	139
出 入 国 在 留 管 理 庁	19	1						19	1
外 務 省	13	2	84	3		12	8	109	13
財 務 省	6	1	3		1	6	4	15	5
文 部 科 学 省	5	1	1			50	15	56	16
ス ポ ー ツ 庁	20	18	1		1	1	1	22	19
厚 生 労 働 省	7	1	1			70	39	78	40
中 央 労 働 委 員 会	2							2	
農 林 水 産 省	7	1	5		2	4	3	16	4
林 野 庁			3		3			3	
経 済 産 業 省	5	3	13	5				18	8
国 土 交 通 省	12		21	2	14			33	2
観 光 庁			2					2	
環 境 省			2		2			2	
合 計	111	31	146	10	26	429	238	686	279

## (前年度との件数比較)

区分 年 度	金銭、物品等の供与		飲 食 の 提 供 等			報 酬		合 計	
	総数	うち2万円超	総数	うち2万円超	うち立食 パーティー	総数	うち2万円超	総数	うち2万円超
令和元年度	105	27	2,857	146	2,402	509	291	3,471	464
前年度比(件数)	▲ 6	▲ 4	▲ 2,711	▲ 136	▲ 2,376	▲ 80	▲ 53	▲ 2,785	▲ 185

- (注) 1. 報酬とは、原稿料、講演料等である。  
2. 提出された報告書がない府省等は省略した。